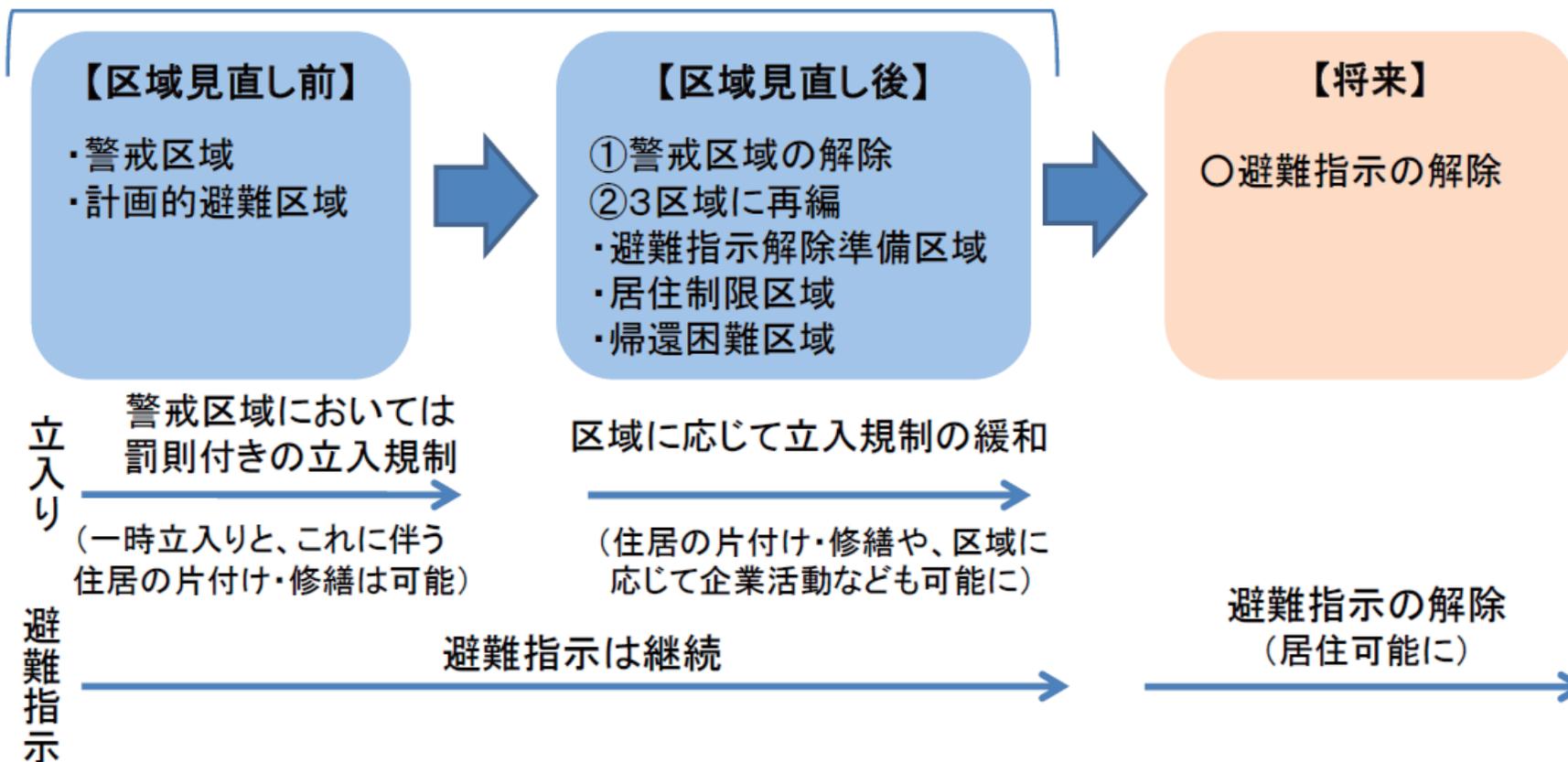


# 避難指示区域について

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い設定された避難指示区域は、「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」及び「帰還困難区域」の3つの区域に見直されています。

## 【区域見直しの対象】



内閣府「避難指示区域の見直しについて」より作成

# 見直し後の避難指示区域について

## 【避難指示解除準備区域】

避難指示区域のうち、平成24年3月時点において、空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であると確認された地域です。

## 【居住制限区域】

避難指示区域のうち、平成24年3月時点において、空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあると確認された地域です。

## 【帰還困難区域】

事故後6年間を経過してもなお、空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある地域です。

避難指示区域内  
の活動

# 避難指示区域の見直し前後の変化 (1/2)

	見直し前	見直し後			区域見直し 前後の変化
		帰還困難区域	居住制限区域	避難指示 解除準備区域	
区域の 運用	区域への立入り  ※計画的避難区域 では立入り可	 (注1)			→ 自宅等への立入りが可能に
	自宅等での宿泊 				→ -
	特例宿泊 				→ 一定の時期・期間、 自宅への宿泊が 可能に(注2)
	「ふるさとへの帰還に 向けた準備のための 宿泊」 		 (注3)		→ 一定の要件を 満たせば、長期間 の宿泊が可能に
	新たな企業・事業活 動の開始 (企業誘致等) 	 (注4)	 (注5)	 (注6)	→ 新たな企業の 誘致が可能に
	既存企業・事業者 の再開  ※計画的避難区域 で一部事業継続有	 (注4)	 (注5)	 (注6)	→ 既存事業の再開 が可能に
	営農・営林 		 (注5)(注7)	 (注7)	→ 避難指示区域 の一部では 再開可能に

注釈は次頁

内閣府「避難指示区域の見直しについて」及び内閣府「避難指示区域内における活動について」(平成27年6月19日改訂版)より作成

- (注1) 市町村が認める範囲において一時立入りが可能。
- (注2) 市町村の申請に基づき、原子力災害現地対策本部の確認を経て実施することが可能。
- (注3) 原則として避難指示解除準備区域が対象。居住制限区域においても、要件を満たす場合は、市町村長と原子力災害現地対策本部長との協議の上、実施可能。
- (注4) 復旧・復興に不可欠な事業であって、所定の手続きにより認められたものについては事業実施が可能。
- (注5) ①復旧・復興に不可欠な事業、②復旧・復興作業に携わる事業者や一時帰宅者等を対象とした事業、③製造業等居住者を対象としない事業、④営農については、所定の手続きを経た上で事業実施が可能。
- (注6) ①区域外からの集客を主とする宿泊業、観光業や、②区域内での宿泊者（特例宿泊等の制度に基づく宿泊者を除く。）の存在を前提に実施される事業は実施不可。
- (注7) 出荷制限、稲の作付制限及び除染の状況を踏まえて対応。居住制限区域においては、農地の保全管理のほか、地域の営農再開に向けた、市町村等の公的機関の関与の下で行う作付実証等は可能。また、営林は居住制限区域では実施不可。

## 避難指示解除の3要件

- ①空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること
- ②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信等日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便等の生活関連サービスが概ね復旧すること、子供の生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること
- ③県、市町村、住民との十分な協議

国は、インフラや生活関連サービスの復旧や除染を進めながら、地元との協議をしっかりと踏まえた上で、順次、避難指示を解除していく方針です。